

Title	ヴァイマル共和国中期の政軍関係と《ローマン事件》
Author(s)	山田, 義顕
Editor(s)	
Citation	大阪府立大学紀要(人文・社会科学). 1998, 46, p.23-34
Issue Date	1998-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10466/12394
Rights	

ヴァイマル共和国中期の政軍関係と 《ローマン事件》

山 田 義 顕

I

1927年8月8日と9日、ドイツ民主党系の新聞『ベルリナー・ターゲブラット』と『モンターク・モルゲン』は、海軍にまつわる不祥事件を暴露する記事を掲載した¹⁾。

それは、国防省海軍最高司令部の海上輸送局長ヴァルター・ローマン（海軍大佐）が、当時ドイツ第二といわれた《フェーブス映画会社（Phoebus-Film A.G.）》に、少なくとも650万ライヒスマルク（RM）におよぶ海軍の秘密資金を融資しており、しかも《フェーブス》の経営難によって融資金の回収が不可能になったというものだった。また、ローマンが政府資金を商取引に流用して、愛人のエキモフ婦人ともども個人的蓄財にあてたこと、さらには秘密資金で海軍の再軍備をふくめ、ヴェルサイユ条約に違反する非合法活動をおこなっていたことが、相次いで報道されることになった。これがいわゆる《ローマン事件》、あるいは《フェーブス事件》として知られるスキャンダルの発端である²⁾。

この事件は、ローマンの複雑な非合法事業網の存在を白日のもとにさらし、「共和国の醜い継子」³⁾といわれた海軍、さらには国防軍全体に対する世論の不信感をつのらせただけではなかった。事件解明の過程で国防大臣オットー・ゲスラー（民主党）が辞任（28年1月14日）し、海軍最高司令官ハンス・ツェンカー（提督）も事件終了後（28年10月1日）に職を追われることになり、国防軍首脳的大幅な交替が生じたのである⁴⁾。それ以上にこの事件のもつ重要な意味は、秘密再軍備をめぐって26年末頃からはじまっていた国防軍とライヒ政府の接近・協力関係を、さらに促進する契機となったことである。

この国防軍と政府の関係の変化について、たとえば第2次世界大戦後、ニュルンベルク国際軍事裁判所に証拠書類として提出された覚書「ヴェルサイユに対する海軍の闘争（1919-1935）」は、ヴァイマル共和国時代の海軍の秘密再軍備の過程を次の4段階に区分して論じている⁵⁾。

- ①ヴェルサイユ条約の実施に対する最初の防御行動（終戦から1923年のルール侵入まで）
- ②ライヒ政府と立法機関に隠れた独自の軍備措置（1923年から27年のローマン事件まで）
- ③ライヒ政府の黙認下ではあるが、立法機関には内密の計画的軍備活動（1928年から33年の政権掌握まで）
- ④ライヒ政府の指導下で偽装された形での軍備拡張（1933年から35年の国防の自由まで）

この区分にみられるように、《ローマン事件》は、秘密再軍備政策が国防軍の単独活動から、国防軍・政府の共同活動へと変化する転機となっているのである。この転換の意味について、F.L.カーステンは「非合法の軍事的準備に対して政府がコントロールに向かう重要な一歩」⁶⁾であったとしているが、これに対して山口定氏は、「秘密再軍備推進のための軍の政治工作の

重要な一歩」⁷⁾として軍部の主導権を強調している。

本稿では、《ローマン事件》の処理にあたって国防軍首脳と政府が、秘密再軍備の問題ならびに議会に対してどのような対応を示したかを追いながら、この時期の政軍関係の変化の一端を探ることにする。

II

ふりかえってみると、ヴァイマル共和国期の国防軍は、ヴェルサイユ条約の徹底的な軍備削減条項のもとに成立した。こうした状況のもとで、共和国初期の20年4月以来、国防軍の実質的な権力者であったハンス・フォン・ゼクト（陸軍最高司令官）は、国防軍に「超党派的」性格を与え、「国家のなかの国家」として共和国から一定の距離を保つ方針を貫徹していた。さらにかれは、外国に対してだけでなく、政府・議会に対しても再軍備政策を極秘に保ちながら、ヴェルサイユ条約の制限に屈服しないような、将来の大国防軍を育成することを自分の任務と考えていた⁸⁾。このゼクトの失脚（26年10月）以後、ヴィルヘルム・ハイエ（陸軍最高司令官）とオスカー・シュライヒャー（国防省官房長）を中心とする国防軍新首脳部⁹⁾は、政治的に孤立した再軍備活動は時代にそぐわないものになったとの観点から、再軍備計画を秘密裡に、また効率的に実行するためには、文民政治指導部との密接な協力を模索せざるをえないとの方針に転換した¹⁰⁾。

この方針転換の兆しは、26年11月29日の第3次マルクス内閣の閣議にみられる。この閣議で国防大臣ゲスラーは、ドイツの安全のために講和条約をこえる防御措置が必要であることを強調し、将来国境の防備に必要な秘密軍備リストを作成する措置をとる決定をハイエとともにおこなったと述べ、次のように政府に求めている。

「内閣は、こうした措置をどの程度まで政治的に担う気があるのか決定しなければならない。内閣がこれを拒否するのであれば、この措置をおこなうことはない。その場合にはむしろ、内閣は将来においてもこれに対する責任を担わなければならない。……将来、国防軍部局がこの計画をこえることは、決してあってはならない。」¹¹⁾

首相ヴィルヘルム・マルクス（中央党）は、この措置に原則的に了解しながらも、「国防大臣と陸軍最高司令官が、次の機会に政党の指導者たちとも接触するのが望ましい」と結論を先送りにした。いずれにしてもここで、国防軍の本質的任務である国防に関して、ゲスラーとハイエは政府による政治的後盾を求めたのである。

第3次マルクス内閣は、フィリップ・シャイデマン（社会民主党）による秘密再軍備計画の暴露演説により12月17日に崩壊し、つづいて翌27年1月29日に第4次マルクス内閣が成立する。前マルクス内閣は、中央党、人民党、民主党、バイエルン人民党を中心とする、いわゆる「ブルジョア中道連合」であったが、この第4次マルクス内閣には、民主党にかわって右翼の国家人民党が加わり、「ブルジョア右派連合」として出発した¹²⁾。

この第4次マルクス内閣の閣議で27年2月26日、ハイエはドイツの戦略構想と東部における秘密の武器ストックの種類と規模について情報を提供し、次のように発言した。

「文民機関に対しても軍備を秘密にしたことは、たびたび内政的な、またそれと関連して外

政的な問題も引き起こした。いまや内閣は必要な措置に同意し、それに対する責任を担わなければならない。ライヒ政府が拒否するものは、陸軍最高司令部によってひきつづき追求されることはない。そのために必要な資金も、もっぱら政府によって提供されなければならない。こんにち一部でなおつづいている状況、つまり工業界と農業界が資金を提供しているような状況は、国家の体面を傷つけるものである。」¹³⁾

これに対して首相マルクスは、国防軍指導部が内閣に正確な説明をおこない、内閣の認可を受けることを条件に、内閣がこの問題に関して責任を負うことに同意した。ついで国防大臣ゲスラーは、「自分は諸政党を加えてこうした問題を取り扱うことに疑念をもっているので、閣僚諸氏も党友にこの問題について話さないよう」求めた。そしてこれに応じる形で首相は、この閣議での協議内容を極秘にするよう閣僚に念をおしている。

こうして、秘密再軍備のありかたをめぐって国防軍と政府の接近が図られていたとき、マルクス政府のあずかり知らぬ《ローマン事件》が発覚したのである。

III

ローマンにまつわる醜聞に接し、国防省はただちに、《フェーブス》に対して直接にも間接にも国防軍の国家資金が補助金として供与されたことはないと事実関係を全面的に否定したが、その後さらに暴露記事がつづき、政府も放置できない状況となった。問題の重要性を認めた首相マルクスは8月13日、会計検査院長フリードリヒ・ゼーミッシュに《ローマン事件》と海軍の「財政的」関係の実情の調査を委任した。

ここではまず、11月9日に首相に提出されたゼーミッシュの《中間報告書》を中心に、ローマンの事業の内容について整理しておく¹⁴⁾。

報告書は、ローマンが総額約1,260万RMを独断で使用したことを確認し、その内訳を海軍最高司令部の秘密資金（主として《ルール資金》）から出たものとして約1,150万RM、国家予算から出たものとして115万RMと見積もっている。

ここでいう《ルール資金》とは、23年1月にフランス・ベルギー軍がルールを占領したおり、両軍との武力衝突に備えるために政府から国防軍に用立てられた1億金マルクを指している。当時の海軍最高司令官パウル・ベーンケ(提督)は、そのうち1,200万金マルクを海軍の国防目的に使用するものとして受け取り、その管理と運営を海上輸送局長ローマンに委ねていた¹⁵⁾。ルール闘争終了後(23年9月)、ローマンは、この資金ならびに国家予算に計上されない海軍の特別資金を商取引に投資し、その収益で資金を太らせ、ヴェルサイユ条約に違反する海軍秘密再軍備を推進しようとしたが、結果的には運用に失敗して、国家に莫大な負債を残すことになった¹⁶⁾。

さて《中間報告書》は、ローマンの事業を「海軍最高司令部に知られ、海軍最高司令部によって隠された措置」と「海軍最高司令部が知らず、海軍最高司令部によって承認されなかった措置」を区別して列挙している。これに加えて、ニュルンベルク国際軍事裁判所に提出された上述の覚書を参考にしながら、ローマンの事業の種類と規模の主要部分を3グループに区分しておく¹⁷⁾。

第1グループは、ローマンが上司の海軍最高司令官ペーンケによって与えられた権限にもとづいておこなった措置で、狭い意味での軍事的措置がふくまれる。

①高速モーターボートの開発と管理。この開発と補修のために《トラヤーク株式会社》、管理のために《ナヴィス有限会社》が設立された。おそらく、建設会社の《トラヤーク》は、事業への出資にあたり海軍の直接的な関与を隠蔽するために、仲介役、架空・偽装会社として設立されたものと思われる。なおモーターボートは、高速艇、掃海艇、対Uボート艇として使用されるはずだった。

②タンカー《ハンザ》の建造。艦船への燃料補給に必要なこの建造に関しては、大蔵省より300万RMが流用され、ローマンが管理をおこなった。これは、Uボートなどの母艦として使用されるはずだった。なおヴェルサイユ条約で禁止されていたUボートに関しては、外国の海軍用にオランダで設計事務所が設立されているが、将来のUボート建造の設計準備のものと思われる。

③《ドイツ外洋スポーツ協会》。青年に船乗りとしての訓練をほどこす協会で、軍事的な目的をとまなわないとされているが、海軍より補助金が出され、年間30名の航空学校生徒の養成もおこなった。なお、実施機関として設立された《ハンザ・ヨット学校》には、1925年から28年の間に、1,368名の参加者があったといわれる。

④《テベク有限会社》。25年2月に海軍最高司令部の提案で設立され、戦時経済と動員準備の研究に従事した。資金（年間予算12万RM）は《ナヴィス》をとおして調達された。

なおそのほかに、軍事目的でオランダと接触するための《メントール決算有限会社》、偵察用水上機の保有を目的とする《ゼヴェラ有限会社》（年間予算150万RM）、イギリスでの諜報活動にあたる《ベルリン・ベーコン株式会社》が、それぞれ架空会社として設立されている。なお《ゼヴェラ》の活動は、海軍航空隊の端緒といわれる。

第2のグループは、ローマンが自己の責任でおこなった収益目的の事業で、軍事目的とは直接関連のないものがふくまれる。たとえば、ベルリンでの地所・家屋の購入などがこれにあたるが、そのほか次のような投機事業がみられる。

①《ベルリン銀行協会》の過半数株の購入。ローマンは、自己の事業活動のために独自の銀行をもつ必要があると考え、25年はじめに165万RMで過半数株を購入した。27年はじめの株の急落後、ローマンの持ち株は82.5万RMとなった。

②《カスパー工場》への融資。この水上機開発会社の取得のために30万RMの株を購入。

③《海難救助研究所》。海軍に必要な発明のために、6万RMを投入して設立。

最後の第3のグループに加えられるのは《フェーブス》であり、これがローマンの資金の大部分を食い尽くした。この映画会社との関係については、海軍最高司令部によって承認された側面とそうでない側面がある。

この映画会社への影響力の行使は、すでに24年6月にはじまっており、25年はじめには175万RMの株を引き受けている。その目的は、映画界へのアメリカ資本の流入の阻止、国民の間で愛国心を強化するような国民的な映画会社の確保、情報将校を《フェーブス》の援助のもとで外国で活動させて情報を入手することであった¹⁸⁾。なお、26年3月26日に国防大臣ゲスラー、

海軍最高司令官ツェンカー（ベーンケの後任：1924年就任）、大蔵大臣ペーター・ラインホルト（民主党）が、この映画会社に対して 300万RMの国家保証金の融資に署名している。事件発覚までに、この会社に国家の担保と保証つきで融資した金額は 875万RMであり、そのうち返済を受けた額は 112万RMにすぎなかった¹⁸⁾。

以上がローマンの大まかな事業内容であるが、もちろんこの複雑な事業網の全容が解明されたわけではない。ゼーミッシュの《中間報告書》は、ローマンの個人的蓄財に対する疑いについては根拠なしとして退けたが、ローマンの事業のかなりの部分を財政法に対する重大な違反行為であると結論している²⁰⁾。この結論は、ゼーミッシュの調査がはじめから、事件の財政的側面に限定しておこなわれたことを示唆している。おそらく、首相マルクスとゼーミッシュは、事件のもつ内政的、外政的重大さからして、国会（Reichstag）で調査委員会が設置されることを危惧していたので、複雑にからみあった事件全体の解明を回避し、財政問題として事件を処理することで意見の一致があったと思われる²¹⁾。

ともかくも、翌年の1月20日にはじまる国会での予算審議に先立って、この事件を大過なく収束させる方針が閣議で論じられることになった。

IV

ゼーミッシュが、首相マルクス宛の書面による報告にもとづき、閣議において事件の調査内容をはじめて報告したのは、27年11月22日のことである²²⁾。このさい国防大臣ゲスラーは、26年3月26日に《フェーブス》に 300万RMを融資したことを認め、またこの融資については当時の首相ハンス・ルター（無所属）、大蔵大臣ラインホルト、元国務大臣コッホー・ヴェーザー（民主党）の同意のあったことを認めた。しかし、ゲスラーは、《フェーブス》に対するローマンのほかの措置については、新聞報道があるまで知らず、「自分が在職中に経験したもっとも重大な背任行為」であったとし、《ナヴィス》と《トラヤーク》に関しても、国防大臣である自分にも海軍最高司令官にも隠されていたとしてローマンの単独責任を主張した。「なぜなら、このふたつの会社の事業は、ドイツ海軍にとってぜひとも必要ではあるが、講和条約によって禁止された快速船の建造、維持、さらには技術的な開発を促進するものであるからだ」と²³⁾。

つづく11月25日の閣議で、会計検査院長ゼーミッシュは重大な提案をおこなっている。それは将来、乱脈財政を防止するために「国防軍の秘密支出のために秘密予算を立てる」とともに、その予算とその使用に関しては、国防大臣、大蔵大臣、会計検査院の代理各1名で監視をおこなうというものだった²⁴⁾。そしてこの監視委員会設置については、議会との結びつきを確立するために、各政党指導者に知らせることを提案したが、それは、国会での報告のさいに、とりわけ野党の攻撃をかわそうという意図から出たものであった。

このいわば「非合法的支出の合法化」の提案には、非合法軍備活動を政治的に守るために、予算面で合法化し、政府の統制下におこうとする政府の姿勢がうかがえる。

その一方で政府は、問題の処理にあたり、国会での審議をできるだけ先送りにし、しかも審議にあたっては事件の経済的側面に限定して、海軍の秘密措置の側面の影を薄めること、つま

り、国防問題が公然たる政治議論に発展しないようにすることで意見の一致をみることになった。さらに政府は、こうした思惑を円滑に進めるために、与党のみならず野党の指導者たちとも会談をおこなうことで合意した。そのさい、とりわけ野党（社会民主党・民主党）との折衝では、《フェーブス》と《ベルリン銀行協会》についての報告は「詳細に」わたること、しかし国防に関する点では「外政的考慮」を指摘して、「概略だけを扱う」という方針がとられている²⁵⁾。この折衝にあたった国防大臣ゲスラーは、たとえばヘルマン・ミュラー（社会民主党）との会談を「きわめて友好的な」雰囲気だったと伝えている²⁶⁾。こうして野党も、政府首脳との折衝のなかで国家の利益を守るために議論を限定することに原則的に同意を与えたのである²⁷⁾。

さて、年が明けた28年1月14日、8年におよぶ「在任中の最後の数カ月に文字通り集中砲火にさらされた」²⁸⁾国防大臣ゲスラーは、政治的、個人的理由から職務に疲れていたこともあって、辞任を申し出た。そして19日、後任としてヴィルヘルム・グレーナーが、退役軍人としてはじめて国防大臣に就任することになった。グレーナーは、18年11月の革命期に帝国陸軍最後の参謀次長として、社会民主党指導者のフリードリヒ・エーベルトと《協定》を結び、左翼急進派の打倒と旧軍の維持を企てた人物であった。また20年から23年にかけては幾度かライヒ交通大臣として入閣の経験もあった。かれの抜擢に関しては、当時の国防軍官房長シュライヒャーが画策して、大統領ヒンデンブルクを動かしたといわれるが、無党派で「理性的共和主義者」として知られていたグレーナーの登用は、野党の社会民主党にも歓迎される場所であった²⁹⁾。いずれにしても、《ローマン事件》の処理にあたって政府との提携を図り、事件を大過なく収束させる中心的存在となったのがグレーナーであり、かれは文官であった前任のゲスラーとちがひ、国防軍内でもしだいに発言力を増加させていくことになる。つまりかれは、自分の権限を国防軍の政治的利益の側面だけに限定せず、軍事領域においても自分の了解をとまなわぬ勝手な行動の時代がすぎたことを国防軍全体にはっきりさせようとしたのである。かれにとって《ローマン事件》の処理は、そのための最初の試練であった。

V

1月20日、国会での予算審議は、《ローマン事件》についての政府説明ではじまった。本来ならば、国防大臣による説明が筋であったが、前日に就任したばかりのグレーナーはその任に適さないこともあって、首相マルクスがかわって説明に立った。マルクスは、この事件に関しては現在の政府成立以前の問題であるから現政府が責任を負う必要のないことをまず説明し、同じような事件が将来再発しないような措置を講じるつもりであると発言した。さらに、国防資金の乱脈、誤用を防ぐために、上述の監視委員会を設立する意志のあることを表明した³⁰⁾。だが政府は、国防予算の審議のさいに、ゼーミッシュの調査報告の公表を求められたとき、ローマンの事業の軍事的、政治的内容からしてそれに応じることができず、苦境に陥った。ゼーミッシュの報告全体の公表は、ヴェルサイユ条約に違反する行為を認めることになったであろうし、また対外的にもドイツの協調外交政策の信憑性を損なうことにもなったからである。そのためマルクスは、ゼーミッシュ報告の公表を頑としてはねつけざるをえなかった。ただ野党

指導者との内密の予備会談の成果もあって、この審議での社会民主党のカール・ゼヴェリングの発言は、全体的には控えめな内容に終始した³¹⁾。共産党のエルンスト・テールマンだけは、「首相マルクスの発言は、フェーブス・スキャンダルと贈収賄現象すべての責任をローマン大佐になすりつけようとするものであり、また世論の関心を贈収賄スキャンダルの実際の原因から逸らそうとしている」と攻撃し、予算委員会での徹底的な調査を要求した³²⁾。さらに1月23日、共産党は、政府がゼーミッシュの報告を国会に提出せずに、国防省の汚職の隠蔽を図っていると非難して、報告の内容全体を国会と世論に公表するよう要求したが、この提案は24日に否決された³³⁾。

さてグレーナーは、2月3日の閣議で、今後の措置について内閣と協議し、「問題を口頭のみで説明し、説明の内容をあらかじめ入念にまとめておく」よう提案した³⁴⁾。さらに閣議は、予算委員会には「国防に関係している問題については示唆することをせず、経済的な措置だけを詳細に示す」ととどめることにし、書面による報告書の作成に一致して反対した。また、問題をできるだけ本会議にかけないようにし、のちの予算委員会で扱うことにした。

2月10日につづき3月1日、《ローマン事件》はふたたび予算委員会の議事日程にのぼった。社会民主党と共産党の委員は、ゼーミッシュ報告をただちに予算委員会に提出すべしとの提案を通過させた³⁵⁾。この危機的状況に直面して、同日午後閣議で協議がおこなわれ、報告の完全な公表は「きわめて政治的な理由から」無条件に阻止されねばならないとの結論が再確認された。そして、口実をもうけて時間をかせぐために、首相マルクスの病気を利用して、その間に穏便な報告の作成を急ぐことになった³⁶⁾。

つづく3月6日の閣議でマルクスは、次のような立場を表明した。「前国務大臣ゼーミッシュの報告の公表を不必要とみなす。中央政府の報告は、国防に関係する問題にはいっさい触れずに、経済的措置の詳細な説明をふくまなくてはならない。」³⁷⁾だが、政府報告の承認には、国会の多数派を獲得しなければならなかったので、与党および野党の社会民主党、民主党の代表者たちとの秘密折衝を改めておこなわざるをえなかった。マルクスとグレーナーは、この交渉でローマンの事業の軍事的背景について説明し、口頭の報告で満足するよう切に求めた³⁸⁾。いうまでもなく、ゼーミッシュの調査報告は、「外政的理由から今後も秘密にされねばならない」問題に触れていたからである。諸政党の代表はすべて、愛国意識と国防上の責任を訴えられ、事件を穏便に処理することに了解を示した。こうして、共産党を別として、政府から政党指導者にいたるまで、非合法措置をふくめた国防の必要性について、暗黙の合意が作りだされることになったのである。

しかし3月13日、予算委員会多数派から、政府報告は不完全であり、またローマンの単独責任であるかのような説明ではなく、責任者の問題をまとめて調査するようとの要求がなされ、調査のための小委員会の設置が決定された³⁹⁾。

翌日の国会本会議でグレーナーは、この小委員会の設置を承認したうえで、諸政党に国防軍の基本的な立場を理解させようとした⁴⁰⁾。

「国防の必要性は、すべての政党の強力で完全な理解をみた。」

「国防の規模は、軍事専門家に依存しているのではなくて、政府、共和国議会、連邦参議院

に依存している。軍人はそのさい、助言者、提案者でしかない……政治的視点に対する軍事的視点の優先を、わたしは拒否する。」

「国防軍の政治的立場は、国防軍に対する議会の立場と国民のなかでの国防軍の見方に依存している。」

「わたしは、国防軍と議会、報道機関が結束して協力することを望んでいる。」

要するに、国防軍は憲法に忠実であり、国家のなかの国家ではなく、国家の目的のための手段であることを改めて強調したのである。グレーナーは、《ローマン事件》の円滑な処理のためには、政府との協調だけでなく、野党諸政党にも、これまで以上に国防の必要性を納得させることの重要性を認識していた。右翼諸政党は、基本的には国防に好意的な立場であったので、それに加えて穏健左派を獲得し、国家人民党から社会民主党までをふくむ広範な政治的基盤のうえに国防政策を展開しようとしたのである。たしかにグレーナーのこの開放的な態度は、議会との「デタント」を求めたとも考えられるが、グレーナーには、そうした姿勢をつうじて政治決定に対する軍部の影響力を強化しようという意図のあったことも忘れてはならない。

さて小委員会は、事業の数と規模、国防の財政的責任について報告を受けたが、ローマンの個々の事業の軍事的内容については知らされなかった。そのため、4回にわたる会議の結果は、3月28日に穏便な形で本会議に報告されたにすぎなかった⁴¹⁾。その報告内容に関して、本会議でエルンスト・シュネラー（共産党）は、「問題全体は、ヴェルサイユ条約の制限が緩められるやいなや、ただちに、またできるだけ速やかに最新の戦闘手段をもつドイツ陸海軍をつくるために、政府がどのような手段で活動しているかの否定できない事実」であることを指摘した⁴²⁾。また、社会民主党の小委員会委員長クルト・ハイニッヒは、「この複合体全体を突きとめることはきわめて困難である。政府がこの問題について語るのを避けようとしただけでなく、別のところでも何も明らかにしようとしないう、閉鎖的な結束があったようにたびたび感じられた」と不満を表明している⁴³⁾。フォン・リヒトホルフェン（民主党）は、「一般に周知のこととなっており、世論の注目を引いた」一部の資料しか報告されなかったこと、また国防省の最高首脳部が事件を隠蔽しようという意図のあることに不信感を示した⁴⁴⁾。おそらく議員たちの多くは、《ローマン事件》のもつ本質的な意味についてかなり周知していたと思われるが、それを徹底的に糾弾しようとする姿勢は、ここにはうかがわれない。

こうして3月28日、グレーナーの短い説明の後、国会は票決により、国防大臣の監視下での《ローマン事件》の完全な清算を求める予算委員会の提案を大多数で採択した⁴⁵⁾。そして3月31日、国会の解散により《ローマン事件》の審議は終了することになった。

すでにグレーナーは、海軍最高司令部より提出されたローマンのすべての事業の詳細な企画表の清算を、かれに直属する特別グループにゆだねていた。その清算の過程で、《フェーブス》のような投機的事業は処分されることになるが、《ナヴィス》、《トラヤーク》、《テベク》《カスパー》、《メントール》のような、ヴェルサイユ条約に違反するが軍事的に意味のある事業は、政府の同意と財政的支援のもとに、巧みに偽装されて国防軍内部で継続、維持されることになる⁴⁶⁾。

VI

すでにみてきたように、ゼークトの失脚以後、とりわけ《ローマン事件》を契機として、国防軍首脳と文民政治指導部との協力関係、しかも立法機関に内密の協力関係が成立した。しかしそれは、国防軍がヴァイマル共和国に順応したという意味ではなく、むしろ、非合法の再軍備計画のために政治的な安全を調達しようという、国防軍の戦術的な方向転換でしかなかった。ヴァイマル共和国時代の国防軍指導者たちが、ヴェルサイユ条約の軍備制限規定をいかにしてすり抜けるかを自分たちの生涯の任務と考えていた以上、その基本路線から逸脱することはなかった。たしかにグレーナーは、政府との提携を求め、国防の基本問題への政府の関与を認めただが、同時にかれは国防軍の軍備活動に対する責任を政府に求めることによって、秘密再軍備の合法化を達成しようとしたのである。

ここで、ゼーミッシュ提案にもとづき政府によって設置され、28年4月に活動をはじめた《国防省の秘密支出のための監視委員会》(のちに《共同検査委員会》と呼ばれた)について触れておこう。この委員会には、陸海軍の両最高司令官と大蔵省次官ヨハネス・ポピッツ、会計検査院長ゼーミッシュが加わり、秘密追加予算(いわゆる《B予算》)を監視する任務もあった。そしてこの《B予算》の資金は、通常予算に組み込まれ、通常予算を誇張して計上することによって調達された。もちろんこの予算は、「外に向けてはあきらかにされてはならず」、「立法機関に知られてはならない」ものだった¹⁾。

そして1928年6月、社会民主党のヘルマン・ミュラーのもとで成立した大連合内閣は、やがて国防軍の秘密再軍備に対する政治的責任を引き受けるという、前年におこなわれた原則決定をみずから認めることになる²⁾。その意味ではこの時期までに、外政的、内政的にきわめて危険な問題をはらむ秘密再軍備で、政府と国会の信頼、協力関係が弱まり、秘密再軍備に対する国会の統制力が失われつつあったのである。

註

1) *Akten der Reichskanzlei, Weimarer Republik. Die Kabinette Marx III und IV* (= *AdR, Marx III/IV*), bearb. v. Günter Abramowski, Bd. 2, Boppard am Rhein 1988, Nr. 336, Anm. 1.

2) 《ローマン事件》については、以下のものを参照。

Gessler, Otto, *Reichswehrpolitik in der Weimarer Zeit*, hrsg. v. Kurt Sendtner, Stuttgart 1958, S. 443-57. Carsten, Francis L., *Reichswehr und Politik 1918-1933*, Köln/Berlin 1964, S. 263-67 u. S. 311-15. Wacker, Wolfgang, *Der Bau des Panzerschiffes <A> und der Reichstag*, Tübingen 1959, S. 123-27. Rahn, Werner, *Reichsmarine und Landesverteidigung 1919-1928. Konzeption und Führung der Marine in der Weimarer Republik*, München 1976, S. 214-33. Dülffer, Jost, *Weimar, Hitler und die Marine. Reichspolitik und Flottenbau 1920-1939*, Düsseldorf 1973, S. 90-94. id., 'Die Reichs- und Kriegsmarine 1918-1939'. in : *Handbuch zur deutschen Militär-*

geschichte 1648-1939, hrsg. v. Militärgeschichtlichen Forschungsamt, 7. Lieferung, Bd. 8: *Deutsche Marinegeschichte der Neuzeit*, München 1977, S. 422-30. Huber, Ernst Rudolf, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. 7: *Ausbau, Schutz und Untergang der Weimarer Republik*, Stuttgart/Berlin/Köln/Mainz, 1984, S. 618-21. Hürter, Johannes, *Wilhelm Groener. Reichswehrminister am Ende der Weimarer Republik (1928-1932)*, München 1993, S. 54-64. Bird, Keith W., *Weimar, the German Naval Officer Corps and the Rise of National Socialism*, Amsterdam 1977, pp. 180-89. Zimmermann, Wilhelm, *Die Wehrpolitik der Zentrumspartei in der Weimarer Republik*, Frankfurt am Main/Berlin/Bern/New York/Paris/Wien 1994, S. 224-40. Der Kampf der Marine gegen Versailles 1919-1935 (=Der Kampf der Marine), bearb. v. Kapitän S. Schüssler, in: *Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof*, Bd. 34, S. 530-607.

- 3) J. ウィーラー=ベネット (山口定訳) 『権力のネメシス—国防軍とヒトラー—』、みすず書房、1961年、174頁。海軍は、1918年11月革命のさいには右翼から「反乱と革命の温床」と攻撃された。さらに20年3月の共和国打倒をめざした《カップ=リュトヴィッツ一揆》のさいには、海軍指導部が一揆派に加担したため、左翼から「反革命の一味」と攻撃された。いずれにしても、共和国時代全般にわたって、海軍は陸軍以上に不信の目でみられていた。
- 4) ゲスラーの後任はヴィルヘルム・グレーナー (後述)、ツェンカーの後任はエーリヒ・レーダー (提督) となる。ちなみにローマンは、北ドイツ・ロイドの元総支配人の息子であった関係で、実業界にかなり精通していたといわれる。Der Kampf der Marine, S. 552f. Rahn, *op. cit.*, S. 212. かれは、事件のため休職の後、28年3月末に退役となった。
- 5) Der Kampf der Marine, S. 521f. 山口定「秘密再軍備とドイツ社会民主党 (一) —ワイマル体制崩壊原因論の一視角—」、『立命館法学』第71号 (1967年)、6頁、註(5) 参照。
- 6) Carsten, *op. cit.*, S. 290.
- 7) 山口、前掲論文 (二)、138頁、註(4)。
- 8) 国防軍と共和国の関係に関する論争については、以下のものを参照。Jacobsen, Hans Adolf, 'Zum Verhältnis von Heer und Staat in der Weimarer Republik', in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 16, 1996, B-41, S. 23-31. Geyer, Michael, 'Die Wehrmacht der Deutschen Republik ist die Reichswehr', in: *Militärgeschichtliche Mitteilungen*, 2 (1973), S. 152-99. E. コルプ (柴田敬二訳) 『ワイマル共和国: 研究の現状』、刀水書房、1987、241-42頁。
- 9) この指導グループにはほかに、フォン・シュテュルプナーゲル、フォン・デム・ブッシュェ、フォン・ブロンベルク、オットー・ハーゼがおり、いずれも軍務局の出身だった。
- 10) Deist, Wilhelm, 'Die Aufrüstung der Wehrmacht', in: Militärgeschichtliche Forschungsamt (hrsg.), *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, Bd. 1: *Ursachen und Voraussetzungen der Deutschen Kriegspolitik*, Stuttgart 1979, S. 371-77.

- 11) *AdR, Marx III/IV, Bd. 1, Nr. 130.*
- 12) ただ、民主党の国防大臣ゲスラーだけは留任した。またこの時期の野党は、共産党、社会民主党、民主党、国民社会主義ドイツ労働者党（ナチス）であった。
- 13) *Ibid., Nr. 190.*
- 14) *Ibid., Bd. 2, Nr. 336.* ここには、《フェーブス問題に関する首相官房参事官エルヴィン・ブランクの報告メモ》の形で、ゼーミッシュウの中間報告の内容が記されている。
- 15) Gessler, *op. cit.*, S. 445. ゲスラーはまた、ローマンが秘密を維持し、偽装しながら資金を自立たぬように使用するのにもっとも適した人物だったと記している。 *Ibid.*
- 16) この「ローマン資金」には、三つの出所があったといわれる。①正規の海軍財政資金に属さないもの（これにはルール資金のほかに、戦時捕虜輸送用のいわゆる「東京基金」、捕獲船と資材の売却金があった）、②海軍資金から借用された資金、③ローマンがクレジットの形で調達した資金。 *Stenographische Berichte über die Sitzungen des Reichstags, 1919-1932(=RT)*, Bd. 422, Nr. 4136[Bericht der Beratungen des Unterausschusses des 5. Ausschusses(Reichshaushalt) über die Lohmann=Unternehmungen], S. 3. なお、国家に与えた損害は、約2,600万RMと見積もられている。 Gessler, *op. cit.*, S. 453.
- 17) *Der Kampf der Marine*, S. 554-65.
- 18) 当時、ロシアの映画『戦艦ポチョムキン』が上映されて好評を博していたこともあって、海軍指導部は、映画産業に多大の関心を示していた。 Rahn, *op. cit.*, S. 223f. またローマンも、次のように述べている。映画製作は、「体制の基盤に立って、映画をとおしてドイツ国民をしだいに健全で自然な、また当然のことながらナショナルな見解に立ち返らせることを心掛けるべきである。」 Dülffer, *op. cit.*, S. 93.
- 19) Carsten, *op. cit.*, S. 312f. Rahn, *op. cit.*, S. 223. Vgl. *RT*, Bd. 422, Nr. 4136. S. 3-7.
- 20) *AdR, Marx III/IV, Bd. 2, Nr. 336.*
- 21) *Ibid., Nr. 336, Anm. 2.*
- 22) *Ibid., Nr. 345.*
- 23) *Ibid.*
- 24) *Ibid., Nr. 352.*
- 25) *Ibid., Nr. 371, Nr. 372 u. Nr. 375.*
- 26) *Ibid., Nr. 352, Anm. 6.*
- 27) コッホーヴェーザー（民主党）は、事件解明のための調査委員会の設置の必要はなく、「民主党議員団は完全に政府を支持する」と約束している。 *Ibid.*, Nr. 375.
- 28) Gessler, *op. cit.*, S. 440.
- 29) グレーナーの国防大臣登用にあたっては、人民党と国家人民党が抵抗した。人民党は、ゲスラーにつづいて国防大臣の職をあてにしていたし、国家人民党にとっては、グレーナーは革命期のカイザーのオランダ亡命に責任のある裏切り者であったからである。 *AdR, Marx III/IV, Bd. 2, Nr. 389, Anm. 7.*
- 30) *RT*, Bd. 394, S. 12246f.

- 31) *Ibid.*, S. 12255.
- 32) *Ibid.*, S. 12268.
- 33) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender, 1928 (=Schulthess, 1928)*, S. 39, Huber, *op. cit.*, S. 621. 票決は173対143で、社会民主党・共産党が反対投票した。
- 34) *AdR, Marx III / IV*, Bd. 2, Nr. 412.
- 35) この提案は、国家人民党の欠席と人民党の棄権によって12対7で可決された。*Ibid.*, Nr. 438, Anm. 1 u. Nr. 442.
- 36) *Ibid.*, Nr. 438.
- 37) *Ibid.*, Nr. 441.
- 38) 連立諸政党の代表は、首相マルクスの次の要請に同意した。「政府の隠している問題に調査がおよんではならない。政治全般にわたる理由から、公表はまったく問題にならない」(*Ibid.*, Nr. 443)。社会民主党のヘルマン・ミュラーは、「経済的な措置に関して遺漏があってはならない。将来にとって必要な保証をふくむこと」を条件に同意した(*Ibid.*, Nr. 445)。さらに民主党は、「国防を傷つける可能性のあるものを、報告からすべて省く」よう求めている(*Ibid.*, Nr. 446.)。
- 39) *Schulthess, 1928*, S. 74.
- 40) *RT*, Bd. 395, S. 13376-79.
- 41) *Ibid.*, 422, Nr. 4163. Rahn, *op. cit.*, S. 226.
- 42) *RT*, Bd. 395, S. 13822. Huber, *op. cit.*, S. 621. Carsten, *op. cit.*, S. 313. Rahn, *op. cit.*, S. 224.
- 43) *RT*, Bd. 395, S. 13813.
- 44) *Ibid.*, S. 13824f.
- 45) *Ibid.*, S. 13830.
- 46) Carsten, *op. cit.*, S. 314f. Rahn, *op. cit.*, S. 227f.
- 47) *Der Kampf der Marine*, S. 600-03. この《B予算》は、28年の680万RMから、33年には2,100万RMにまで引き上げられた。*Ibid.*, S. 602.
- 48) *AdR, Müller II*, Bd. 2, Nr. 42, Anm. 1.

*本稿は、平成9/10年度文部省科学研究費補助金（基盤研究C：「ヴァイマル共和国と海軍」）による研究成果の一部である。